

5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者に対するクーポン券の送付
- (2) 対象者のうち、初めて本事業の対象となった者（子宮頸がん20歳、乳がん40歳）に対する検診手帳の送付
- (3) 5（1）のクーポン券を送付した者のうち、年度途中で未受診の者に対するハガキや電話等による受診再勧奨の実施
- (4) 対象者のがん検診台帳の整備
- (5) 対象者に対して行う、クーポン券の利用による、がん検診の自己負担分の助成措置の実施

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。
- (2) 本事業における事務費の対象経費は、5（1）から（4）の事業を実施する費用とする。
- (3) 本事業における検診費の対象経費は、5（5）における自己負担額相当部分の費用のうち、過去5年度に一度も市区町村の実施する子宮頸がん、乳がん検診を受診していない者によるクーポン券の利用に限るものとする。ただし、受診者に自己負担が生じる場合には、当該自己負担額と6（1）に示す単価との差額を対象経費とする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

(1) 職域の者等の取扱いについて

医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団など（以下「保険者」という。）被保険者本人及び扶養親族で、保険者によるがん検診など職域のがん検診（人間ドック等によるがん検診を受ける際の費用助成を含む。）を受けられる者は、本事業によるがん検診ではなく、保険者等による検診の受診を優先してほしい旨をクーポン券に記載し、配布する際に周知すること。

(2) 再勧奨について

受診再勧奨を行っても、がん検診を受診しない者については、今後のがん検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由（平日の受診が困難など）を把握するよう努め、台帳に記載しておくこと。

また、事業の実施に当たっては、相談員を配置するなど、対象者等からの問い合わせに対応できる体制を整備すること。

(3) 受診案内、クーポン券、検診手帳について

受診案内、クーポン券、検診手帳は厚生労働省が示す見本を踏襲しつつ、受診案内については、地域の状況や対象者の特性に応じたソーシャルマーケティングの手法を踏まえる等、受診行動につながる効果的な内容とすること。

また、クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。

(4) 本人確認について

検診実施機関に対しては、クーポン券に記載された氏名及び住所について、必ず保険証などで本人確認を行うよう周知を図ること。また、保険区分についても、必ず確認し、台帳に記載しておくこと。

(5) 検診受診の利便性向上について

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん、大腸がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。

(6) 検診に関する情報提供について

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

(7) 他の市区町村での受診に対する配慮について

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

(8) 精密検査の結果について

検診実施機関で精密検査を行った場合、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

なお、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合は、検診実施機関において、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めるとともに、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

＜精密検査と判断されたが、未受診の者に対する再勧奨等＞

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの要精密検査と判断された者に対して着実に精密検査を受診させることにより、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

対象者は、市区町村実施による5種類（胃／子宮頸／肺／乳／大腸）のがん検診の受診結果で、要精密検査となったが、その後、医療機関に受診したことが把握できていない者とする。

5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）対象者に対する郵送、電話等による精密検査受診の有無の把握及び未受診者への受診再勧奨の実施

※この事業は、原則、がん検診を実施した年度中に行う精密検査への再勧奨等とするが、前年度に実施したがん検診に対し、翌年度に行う精密検査への再勧奨等についても対象とする。

- （2）対象者のがん検診台帳の整備

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- （1）この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」とする）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。

- (2) 本事業における対象経費は、5の事業を実施する費用とする。ただし、精密検査機関と市区町村間における対象者の受診状況連絡等については、除くものとする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 精密検査の結果

指定医療機関で精密検査を行った場合は、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

<受診意向調査>

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん検診において、一定の年齢の者に受診の意向や日程の希望、職域検診での受診の有無等を調査し、状況を把握することにより、受診に関する関心を喚起するとともに、その後の効果的・効率的な個別の受診勧奨・再勧奨につなげることで、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 対象者の考え方

対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

対象	生年月日
子宮頸がん	平成 7（1995）年4月2日～平成 8（1996）年4月1日
	平成 2（1990）年4月2日～平成 3（1991）年4月1日
	昭和60（1985）年4月2日～昭和61（1986）年4月1日
	昭和55（1980）年4月2日～昭和56（1981）年4月1日
	昭和50（1975）年4月2日～昭和51（1976）年4月1日
胃がん	昭和50（1975）年4月2日～昭和51（1976）年4月1日
肺がん	昭和45（1970）年4月2日～昭和46（1971）年4月1日
乳がん	昭和40（1965）年4月2日～昭和41（1966）年4月1日
大腸がん	昭和35（1960）年4月2日～昭和36（1961）年4月1日
	昭和30（1955）年4月2日～昭和31（1956）年4月1日

4 事業の内容

事業の内容は、対象者に受診の意向や日程の希望、職域検診での受診の有無等を調査することとする。

5 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」とする。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。

(2) 本事業における対象経費は、4の事業を実施する費用とする。

6 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

7 その他の留意事項

(1) 調査による受診の喚起について

調査ががん検診の受診の喚起も目的としていることに鑑み、調査に当たっては、がん検診の概要や必要性を併せて周知するよう工夫すること。

(2) 調査結果を活用した個別の受診勧奨・再勧奨の強化について

調査で把握した状況を名簿で管理し、その後の効果的・効率的な個別の受診勧奨・再勧奨につなげること。

(3) 効果検証について

調査実施者と調査非実施者の受診率を比較分析し、調査の効果検証を行うよう努めること。

健発 0 2 1 0 第 8 号

平成 27 年 2 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針の一部改正について

緩和ケアについては、「がん対策推進基本計画」（平成 19 年 6 月 15 日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得する」ことが目標として掲げられ、がん診療連携拠点病院を中心に緩和ケア研修会が開催されてきた。第 2 期の基本計画（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）では、「これまで取り組んできた緩和ケア研修会の質の維持向上を図るため、患者の視点を取り入れつつ、研修内容の更なる充実とともに、必要に応じて研修指導者の教育技法などの向上を目指した研修を実施する」ことが取り組むべき施策として掲げられ、3 年以内の見直しを目標としている。

今般、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」を下記のとおり一部改正し、これに則った研修の実施を推進することとしたので、貴職におかれては、内容を了知の上、貴管内のがん診療連携拠点病院等、関係団体等に対して周知するとともに、その実施に努められるよう特段の御配慮をお願いする。

記

1. 改正内容

別添のとおり

2. 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日施行

3. 経過措置

平成 28 年 3 月 31 日までに旧指針に基づき開催された緩和ケア研修会については、旧指針と新指針による単位の読み替え表を用いて、新指針に基づき研修修了するものとすることができる。なお、本読み替え表については、別途通知するので御留意されたい。

現行指針	新指針
別添 がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針	別添 がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針
	健発第 0401016 号 平成 20 年 4 月 1 日 最終改正 【健発 0210 第 8 号】 平成 27 年 2 月 10 日
1 趣旨 本指針は、がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）において、「すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得する」ことが目標として掲げられていることを踏まえ、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会（以下、「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定めることにより、緩和ケア研修会の質の確保を図り、もってがん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、治療の初期段階から緩和ケアが提供されるようにすることを目的とするものである。	1 趣旨 本指針は、がん対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定）において、「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する」ことが目標として掲げられていることを踏まえ、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定めることにより、緩和ケア研修会の質の確保を図り、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、 <u>がんと診断された時から適切に緩和ケアが提供されるようにすることを目的とするものである。</u>
2 緩和ケア研修会 緩和ケア研修会は、同一の研修会主催責任者により実施される同一の参加者を対象とした研修会（以下「一般型研修会」という。）又は異なる研修会主催責任者により実施される異なる参加者を対象とした単位制による研修会（以下「単位型研修会」という。）により実施されるものとする。 <u>ただし、緩和ケア研修会には、講義形式の研修だけではなく、参加者間のコミュニケーションが重要となる参加者主体の体験型研修（以下「ワークショップ」という。）形式の研修も含まれていることから、一般型研修会として実施されることが望ましい。</u>	2 緩和ケア研修会 緩和ケア研修会は、同一の研修会主催責任者により実施される同一の参加者を対象とした研修会（以下「一般型研修会」という。）又は異なる研修会主催責任者により実施される異なる参加者を対象とした単位制による研修会（以下「単位型研修会」という。）により実施されるものとする。
3 実施主体 (1) 都道府県 (2) がん診療連携拠点病院 (3) 民間団体	3 実施主体 (1) 定期的開催を行う実施主体 ①がん診療連携拠点病院 ②特定領域がん診療連携拠点病院 (2) 定期的開催が望ましい実施主体 ①都道府県 ②地域がん診療病院 ③民間団体
4 緩和ケア研修会の開催指針	4 研修対象者 がん診療に携わる全ての医師・歯科医師を対象とする。なお、その他の医療従事者の参加は妨げない。特に3の(1)の①及び②に該当する施設においては自施設のがん診療に携わる全ての医師・歯科医師が緩和ケア研修会を受講すること。また、当該施設の病院長等の幹部も緩和ケア研修会を受講すること。
	5 緩和ケア研修会の開催指針

- 1 -

(1) 緩和ケア研修会の実施担当者について 次に掲げる者で構成される実施担当者が緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行うこと。 ① 研修会主催責任者 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会を主催する責任者であり、1名以上であること。ただし、②の研修会企画責任者が兼務しても差し支えないこと。 ② 研修会企画責任者 研修会企画責任者は、緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行う責任者であり、1名以上であること。 研修会企画責任者は、国立がんセンター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」若しくは平成20年度以降に予定している厚生労働省委託事業である緩和ケア指導者研修会を修了した者又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。 ③ 研修会協力者 研修会協力者は、研修会主催責任者が緩和ケア研修会に協力する能力を有するものと判断した者であって、研修会企画責任者が行う企画、運営、進行及び講義等に協力する者であり、(2)の②のオの1グループ当たり1名程度以上であること。 なお、研修会協力者が(2)の③のウ及びエに関する講義を行う場合には、当該研修協力者は、国立がんセンター主催の「精神腫瘍学の基本教育のための都道府県指導者研修会」を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者であることが望ましい。	(1) 緩和ケア研修会の実施担当者について 次に掲げる者で構成される実施担当者が緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行うこと。 ① 研修会主催責任者 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会を主催する責任者であり、1名以上であること。ただし、②の研修会企画責任者が兼務しても差し支えないこと。 ② 研修会企画責任者 研修会企画責任者は、緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行う責任者であり、1名以上であること。 研修会企画責任者は、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会を修了した者（以下「緩和ケア指導者研修会修了者」という。）であること。 研修会企画責任者は、患者会をはじめとする患者やその家族の意向を十分に反映するため、合同検討会議等を開催し、患者の声を積極的に取り入れ、地域のニーズを研修会の運用に役立てること。ただし、規定するプログラムの変更は行わないこと。 ③ 研修会協力者 研修会協力者は、研修会主催責任者が緩和ケア研修会に協力する能力を有するものと判断した者であって、研修会企画責任者が行う企画、運営、進行及び講義等に協力する者であり、(2)の②のウの1グループ当たり1名程度以上であること。 なお、研修会協力者が(2)の③のエ及びオに関する講義を行う場合には、当該研修協力者は、国立がん研究センター主催の「精神腫瘍学の基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会を修了した者であることが望ましい。また、(2)の③のオに関する講義を行う場合には、がん告知の経験が豊富な緩和ケア指導者研修会修了者と共に行うことが望ましい。
(2) 緩和ケア研修会のプログラムについて 緩和ケア研修会の内容については、「緩和ケア研修会標準プログラム」（別添1）に準拠したものであること。 ① 緩和ケア研修会の開催期間 原則として、緩和ケア研修会の開催期間は、2日以上で開催し、実質的な研修時間の合計は、12時間以上であること。 ② 緩和ケア研修会の形式 緩和ケア研修会は、講義形式の研修に加えて、ワークショップ形式の研修も実施し、次に掲げる要件を満たすこと。 ア 講義の開始前に、参加者が現時点における自身の知識を確認し、緩和ケア研修会の目標を認識できるように配慮された筆記式の試験（以下「プレテスト」という。）を実施した上で、当該目標を明示すること。 イ 講義の終了後は、実地に活かせる知識の習得を目的として、症例等を用いた演習と討論（以下「グループ演習」という。）を含むワークショップを行うとともに、プレテストの解説を行うこと。 ウ 知識や技能を効果的に修得できるよう、緩和ケア研修会の内容に応じて、ワークショップの中でグループ演習としてロールプレイングによる演習を行うこと。	(2) 緩和ケア研修会のプログラムについて 緩和ケア研修会の内容については、「緩和ケア研修会標準プログラム」（別添1）に準拠したものであること。 ① 緩和ケア研修会の開催期間 原則として、緩和ケア研修会の開催期間は、2日以上で開催し、実質的な研修時間の合計は12時間以上であること。 ② 緩和ケア研修会の形式 緩和ケア研修会は、講義形式の研修に加えて、ワークショップ形式の研修も実施し、次に掲げる要件を満たすこと。また、プレ・ポストテスト等参加者の知識を確認する内容を組み込み、プログラム評価の参考にする。こと。 ア 講義の終了後は、実地に活かせる知識の習得を目的として、症例等を用いた演習と討論（以下「グループ演習」という。）を含むワークショップを行うこと。 イ 知識や技能を効果的に修得できるよう、緩和ケア研修会の内容に応じて、ワークショップの中でグループ演習としてロールプレイングによる演習を行うこと。

エ ワークショップを開始するに当たっては、参加者の緊張を解くことに配慮したプログラム（以下「アイスブレイキング」という。）を行うこと。
オ ワークショップは、原則として6名から10名程度のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。
③ 緩和ケア研修会の内容
緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること。
ア がん性疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん性疼痛治療法を含むがん性疼痛に対する緩和ケア

イ 呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケア
ウ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケア
エ がん医療におけるコミュニケーション技術

オ 全人的な緩和ケアについての要点
カ 放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点
キ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点
ク 在宅における緩和ケア

5 緩和ケア研修会の修了証書

(1) 修了証書の交付について

緩和ケア研修会の修了者（以下「緩和ケア研修修了医」という。）に対して、様式1に準拠した修了証書を交付すること。

(2) 修了証書の発行手順等について

① 一般型研修会を実施する場合

- ア 研修会主催責任者は、一般型研修会開催の2か月前までに、様式2の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
イ 都道府県がん対策担当課は、当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、緩和ケア研修会の1か月前までに関係書類を厚生労働省健康局総務課がん対策推進室（以下「がん対策推進室」という。）まで提出すること。
ウ 当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであるとがん対策推進室が確認した場合には、その旨を当該都道府県に連絡するので、緩和ケア研修会開催の2週間前までに、様式1に準拠した修了証書に、参加者の氏名、緩和ケア研修会の名称等を記載し、研修会主催責任者の印を押印した上で、がん対策推進室まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で研修会主催責任者に返却するものであること。
エ 緩和ケア研修会に参加しなかった者及び緩和ケア研修会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。交付しなかった修了証書については、オの緩和ケア研修会報告書と併せて、がん対策推進室まで提出すること。
オ 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会の終了後速やかに、少なくとも次

ウ ワークショップは、原則として6名から10名程度のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。

③ 緩和ケア研修会の内容

緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること。

ア 苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について

イ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について（放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること）

ウ 呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケア
エ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケア
オ がん緩和ケアにおけるコミュニケーション

カ がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明について
キ 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて

ク がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実践について

6 緩和ケア研修会の修了証書

(1) 修了証書の交付について

緩和ケア研修会を修了した医師・歯科医師（以下「緩和ケア研修修了医」という。）に対して、様式1に準拠した修了証書を交付すること。

(2) 修了証書の発行手順等について

① 一般型研修会を実施する場合

- ア 研修会主催責任者は、一般型研修会開催の2か月前までに、様式2の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
イ 都道府県がん対策担当課は、当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、緩和ケア研修会の1か月前までに関係書類を厚生労働省健康局がん対策・健康増進課（以下「がん対策・健康増進課」という。）まで提出すること。
ウ 当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであるとがん対策・健康増進課が確認した場合には、その旨を当該都道府県に連絡するので、緩和ケア研修会開催の2週間前までに、様式1に準拠した修了証書に、参加者の氏名、緩和ケア研修会の名称等を記載し、研修会主催責任者の印を押印した上で、がん対策・健康増進課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で研修会主催責任者に返却するものであること。
エ 緩和ケア研修会に参加しなかった者及び緩和ケア研修会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。交付しなかった修了証書については、オの緩和ケア研修会報告書と併せて、がん対策・健康増進課まで提出すること。
オ 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会の終了後速やかに、少なくとも次

- 3 -

に掲げる項目を含む一般型緩和ケア研修会報告書を作成し、都道府県がん対策担当課を通じて、がん対策推進室まで提出すること。

- ・ 一般型緩和ケア研修会の名称
- ・ 主催者、共催者、後援者等の名称
- ・ 開催日及び開催地
- ・ 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- ・ 修了者の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）

② 単位型研修会を実施する場合

- ア 都道府県は、単位型研修会の実施に当たっては、単位型研修会のプログラムの組み合わせや単位の割付、単位型研修会の開催スケジュール等に関する案を作成し、がん対策推進室まで提出の上、「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠しているか確認を得ること。
イ 研修会主催責任者は、単位型研修会開催の2か月前までに、様式3の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
ウ 都道府県がん対策担当課は、当該単位型研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、その旨を研修会主催責任者に連絡すること。
エ 都道府県知事が「緩和ケア研修会標準プログラム」に定めるすべての単位を修了したと認めた医師については、様式4の確認依頼書に関係書類を添えるとともに、様式1に準拠した修了証書に、当該医師の氏名等を記載し、都道府県知事の印を押印した上で、がん対策推進室まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で都道府県に返却するものであること。
オ 都道府県がん対策担当課は、定期的に、少なくとも次に掲げる項目を含む単位型緩和ケア研修会報告書を作成し、修了者の人数と併せて、がん対策推進室まで報告すること。
 - ・ 単位型緩和ケア研修会の名称
 - ・ 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ・ 開催日及び開催地
 - ・ 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
 - ・ 各単位型緩和ケア研修会の参加者の人数、氏名及び所属
 - ・ すべての単位を修了したと認めた医師の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）

6 その他

(1) 緩和ケア研修会への参加機会の確保等

都道府県は、厚生労働省が別途定めるがん対策推進特別事業実施要綱に基づくがん対策推進特別事業を活用し、緩和ケア研修会を実施するとともに、厚生労働省が別途定めるがん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づくがん診療連携拠点病院機能強化事業を活用し、がん診療連携拠点病院が実施主体の緩和ケア研修会の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の緩和ケア研修会を支援することにより、がん診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会を確保すること。また、当該都道府県において開催される緩和ケア研修会について、広報等により、がん診療に携わる医師に広く周知されるように努めること。

(2) 緩和ケア研修会の開催の促進

に掲げる項目を含む一般型緩和ケア研修会報告書を作成し、都道府県がん対策担当課を通じて、がん対策・健康増進課まで提出すること。

- ・ 一般型緩和ケア研修会の名称
- ・ 主催者、共催者、後援者等の名称
- ・ 開催日及び開催地
- ・ 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- ・ 修了者の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）

② 単位型研修会を実施する場合

- ア 都道府県は、単位型研修会の実施に当たっては、単位型研修会のプログラムの組み合わせや単位の割付、単位型研修会の開催スケジュール等に関する案を作成し、がん対策・健康増進課まで提出の上、「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠しているか確認を得ること。
イ 研修会主催責任者は、単位型研修会開催の2か月前までに、様式3の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
ウ 都道府県がん対策担当課は、当該単位型研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、その旨を研修会主催責任者に連絡すること。
エ 都道府県知事が「緩和ケア研修会標準プログラム」に定める全ての単位を修了したと認めた医師については、様式4の確認依頼書に関係書類を添えるとともに、様式1に準拠した修了証書に、当該医師の氏名等を記載し、都道府県知事の印を押印した上で、がん対策・健康増進課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で都道府県に返却するものであること。
オ 都道府県がん対策担当課は、定期的に、少なくとも次に掲げる項目を含む単位型緩和ケア研修会報告書を作成し、修了者の人数と併せて、がん対策・健康増進課まで報告すること。
 - ・ 単位型緩和ケア研修会の名称
 - ・ 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ・ 開催日及び開催地
 - ・ 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
 - ・ 各単位型緩和ケア研修会の参加者の人数、氏名及び所属
 - ・ 全ての単位を修了したと認めた医師の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）

7 その他

(1) 緩和ケア研修会への参加機会の確保等

都道府県は、厚生労働省が別途定めるがん対策推進特別事業実施要綱に基づくがん対策推進特別事業を活用し、緩和ケア研修会を実施するとともに、厚生労働省が別途定めるがん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づくがん診療連携拠点病院機能強化事業を活用し、がん診療連携拠点病院が実施主体の緩和ケア研修会の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の緩和ケア研修会を支援することにより、がん診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会を確保すること。また、当該都道府県において開催される緩和ケア研修会について、広報等により、がん診療に携わる医師に広く周知されるように努めること。

(2) 緩和ケア研修会の開催の促進

① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、研修会企画責任者又は研修会協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供すること。 ② 都道府県は、研修会企画責任者を育成するため、国立がんセンター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は平成20年度以降に予定している厚生労働省委託事業である緩和ケア指導者研修会に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるように努めること。 (3) 実績報告 都道府県は、毎年1回、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体が実施主体の一般型緩和ケア研修会及び単位型緩和ケア研修会の修了者数その他の実績をがん対策推進室に報告すること。 (4) 緩和ケア研修の継続 緩和ケア研修修了医は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を継続的に習得していくこと。	① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、研修会企画責任者又は研修会協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供すること。 ② 都道府県は、研修会企画責任者を育成するため、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるように努めること。 (3) 実績報告 都道府県は、毎年1回、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体が実施主体の一般型緩和ケア研修会及び単位型緩和ケア研修会の修了者数その他の実績をがん対策・健康増進課に報告すること。 (4) 緩和ケア研修の継続 緩和ケア研修修了医は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を継続的に習得していくこと。
---	--

- 5 -

別添1 緩和ケア研修会標準プログラム	別添1 緩和ケア研修会標準プログラム
緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定める。 (1) 一般型研修会を実施する場合について 緩和ケア研修会を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。また、研修内容の順序については、特に制限するものではないが、研修が効果的に行われるように配慮すること。 研修の実施に当たっては、参加者の緊張を解くことに配慮したプログラムとして「アイスブレイキング」を効果的に行うこと。 ①がん性疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん性疼痛治療法の概略について（プレテスト及び解説を含む） ②がん性疼痛の治療法の実践について（プレテスト及び解説を含む） ③がん性疼痛についてのワークショップ：180分以上 ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと ア グループ演習による症例検討① がん性疼痛を持つ患者の評価及び治療 イ グループ演習による症例検討② がん性疼痛に対する治療と処方箋の実践の記載 ウ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習（「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等） ④呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケアについて（プレテスト及び解説を含む） ⑤不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて（プレテスト及び解説を含む） ⑥がん医療におけるコミュニケーション技術について（プレテスト及び解説を含む） ⑦がん医療におけるコミュニケーション技術についてのワークショップ：90分以上 ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと ア グループ討論による患者への悪い知らせの伝え方についての検討 イ ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習 ⑧その他 研修会企画責任者は、参加者の特性や地域の状況を踏まえつつ、次に掲げる項目についても内容に含むこと ア 全人的な緩和ケアについての要点 イ 放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼	緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定める。なお、一般型研修会及び単位型研修会の選択については、それぞれの利点があることから、都道府県と協議し、開催方法を選択すること。 (1) 一般型研修会を実施する場合について 緩和ケア研修会を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。また、研修内容の順序については、特に制限するものではないが、研修が効果的に行われるように配慮すること。 ①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について ②がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について：90分以上（放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること） ③がん疼痛についてのワークショップ：180分以上 ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。 ア グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方 イ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習（「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等） ④呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含むこと） ⑤不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて ⑥患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと） ⑦がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと） ⑧がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ（ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習）（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと）：90分以上 ⑨がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実践について ⑩その他 研修会企画責任者は、次に掲げる項目から、参加者の特性や地域の状況を踏まえつつ学習項目を選択し、研修内容に取り入れること。 ア 身体的苦痛の緩和（倦怠感、食欲不振等） イ 精神心理的苦痛の緩和（不眠等）